

令和5年11月20日

総社市議会副議長 高谷幸男様

総社市議会議員政治倫理審査会  
委員長 村木理英

### 審査結果報告書

令和5年10月19日付けで提出された審査請求について、総社市議会議員政治倫理条例第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり審査結果を報告いたします。

#### 記

1 審査請求の対象となった議員の氏名

深見昌宏 議員

2 審査請求の対象となった条項

総社市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び同項第9号

3 審査請求の対象となった事由

令和5年8月に移転新築した市内法人に対し、「深見昌宏」の名で贈与したと思われる花が飾られていたため、公職選挙法第199条の3に抵触する疑いがある。

4 審査の結果

総社市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び同項第9号の規定に違反していると判断する。

(第1号関係の主な意見)

・条例にその地位を利用してという文字があるが、議員としての立場でなくても会社として花を贈っているのが該当する。

・いかなる金品も授受しないこととなっており、故意であるかどうかを問わず該当する。

(第9号関係の主な意見)

・不正の疑惑をもたれるおそれのある行為に該当する。

・法令違反の疑いがあるので品位と名誉を損なうような行為に該当する。

・市民の代表として、品位を損なうような行為とまでは言い切れないが、不正の疑惑をもたれる行為であるので、該当する。

5 措置の内容に対する意見

議長辞職を求めるべきであると判断する。

なお、本件に際して採決は行っておらず、他の意見として警告を求める委員2名、議員辞職を求める委員1名の意見があったことを申し添える。

(主な意見)

- ・市民の信用失墜を招いているため、議長の職を辞すべきである。
- ・議会の代表者たる議長として市議会に混乱を招いているので、議長職に留まるのはふさわしくない状況である。
- ・本人が直接関与した事案でないが、花を贈ったことに対しては、政治倫理基準を遵守するよう警告に値する。
- ・本件発覚後の動向を鑑み、議員としての品位に欠けるもので、議員辞職に相当する。

#### 6 総社市議会議員に求めるもの

議員は、市民全体の代表者として、法令の厳守はもとより、高い倫理性を持って市政の発展に寄与すべきである。自ら研鑽を積み、市民の信頼を得るべく、品位の保持を求める。本件に関する事項だけでなく、全議員が襟を正し、一丸となり政治倫理基準の遵守に努める。

## 【別 紙】総社市議会議員政治倫理審査会の概要

### 1 審査会設置の経緯

令和5年10月19日、総社市議会議員3名（萱野哲也議員、小西利一議員、仁熊進議員）の連署をもって総社市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第4条の規定に基づき審査請求書が提出された。

本件の対象議員が議長であるため、高谷幸男副議長が条例に基づく審査請求があったことを同年10月31日の市議会全員協議会で報告するとともに、同日付で総社市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該事案について審査を付託した。

### 2 副議長から指名を受けた審査会委員

（議会運営委員会・常任委員会の各正・副委員長から審査請求議員を除く 計7名）

村木理英，加藤保博，山田雅徳，岡崎亨一，溝手宣良，山名正晃，三上周治

### 3 審査会開催の概要

#### 【第1回審査会】令和5年10月31日（火）午前10時から副議長及び全委員出席で開催

正副委員長の互選を行い、委員長に村木理英委員，副委員長に加藤保博委員が選出された。その後、審査請求書の内容確認，今後の進め方等について協議した。

#### 【第2回審査会】令和5年11月6日（月）午前9時から副議長及び全委員出席で開催

条例第6条第2項の規定により，審査請求書提出者から審査請求書の内容について説明を受け，質疑応答を行った。次に，条例第6条第3項の規定より，審査対象議員から事案の説明を受け，質疑応答を行った。その後，今後の進め方について協議した。

#### 【第3回審査会】令和5年11月13日（月）午前9時から副議長及び全委員出席で開催

事務局から，市の顧問弁護士に確認した法令及び条例の解釈，審査会での政治倫理上の判断について及び審査対象議員から提出のあった資料（発注がわかるもの，支払いがわかるもの）の内容を説明した。再度，審査対象議員に対して質疑応答を行った。次に，政治倫理基準違反の存否について審査を行った。本件請求の根拠となる政治倫理基準に関する各号について各委員から意見を求め，全会一致で各号に該当するとなった。その後，今後の進め方について協議した。

なお，各委員の主な意見は，以下のとおりである。

#### （第1号関係）

・その地位を利用してとあるが，利用したとは見えないが，市議会議員として，そうとられても致し方ないので，やむを得ずも利用したということになるので，該当する。

・現実的に花を贈られているので，該当する。

・授受しないことになっている。その地位を利用してというのがあるが，その地位というのは市議会議員としての立場もあり，授受しないことに関して該当する。

・該当する。

・該当するかしないかであれば該当する。その地位の利用というものは、条例を作った中では、総社市議会議員の誰々で授受しないことを想定して作ってあるものだと思う。今回の事案は、それには該当しないが、公職選挙法では会社も含まれているので、今回は抵触している。

・故意にそれをしたか、いろんな面で配慮が欠落していたとの話であったが、倫理基準に抵触する。

#### (第9号関係)

・不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為をしないことに抵触していると感じている。本人は、一切関知していないところで花を贈ったという説明で、その行為自体がその品位と名誉を損なうような行為なのか言われれば、疑念が残る。疑惑をもたれるおそれのある一切の行為という点で、これは仕方がないという判断をする。

・品位と名誉を損なうような行為ではない。花を贈ったこと自体が、職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある一切の行為をしないことになっているので、疑惑をもたれては一切ならないということで判断すると当てはまるので、該当する。

・品位と名誉を損なうような行為ではないとは言い切れない。本当にこれが市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような行為かどうかは疑問を感じているが、該当するかどうかと言われれば該当する。

・疑惑をもたれるようなおそれのある一切の行為をしないことになっている。議員であるという立場でもあり、花に会社の代表者の名前を載せることは、疑惑をもたれるおそれのある行為だと考えるので、該当する。

・市の顧問弁護士の法的解釈で、公職選挙法に違反していることはそうであろうということですので、品位と名誉を損なう行為であると思う。後の疑惑をもたれるおそれがあるという行為にも該当する。

・議員として、あらゆる面での配慮というのは絶対必要なわけであり、ちょっと考えが甘かったのか、弁護士が言われていたが、迂闊であったでは済まされない案件だと思うので、該当する。

#### 【第4回審査会】令和5年11月16日(木)午前9時から副議長及び全委員出席で開催

各委員から今までに聴いていた市民の声について発言を求め、審査対象議員に対する措置内容について審査を行った。本件に関して各委員から意見を求めた。全委員の意見は、議長辞職を求める意見が4名、警告を求める意見が2名、議員辞職を求める意見が1名となった。その後、今後の進め方について協議した。

なお、各委員の主な意見は、以下のとおりである。

#### (市民の声関係)

・若い世代の方は、このこと自体を知らない方もかなりいた。年齢の高い方は、よくご存知でした。若い世代の方は、そんなことをして、議員を辞めないといけないのかと言われる方。年齢の高い方は、議員として、ましてや議長としては、駄目なことという意見。

・選挙時期になると、こういったことはしてはいけないというのが選挙管理委員会等々からも出てくる。花を贈ってはいけないとあるから、議員がなんで知らずにやっていたのか。こんなことを議会が

いつまでもしていないで、もっと大きいことを議論しろという方、これは議会に対するお叱りに近い意見。

・数人の方が最初の31日の夕方のニュースを見たという状況。全ての方が、しっかりと審査会の委員が、どういう措置にするか答えを出してほしいと、議員に任せるという意見。

・花に名前が書いてあることで、特段被害者がいないので、何か問題があるのか。議長になる前とはいえ、やはり議員、議長としての品格に欠けているのではないか。審査委員会は、早く結論を出すべきであるという意見。

・花を贈ることがいけないのかと、そのこと自体に驚いているのは、私と同世代の方。私の先輩にあたる世代、詳しい方は、かなり厳しい意見。審査会をいつまでも何回も開くことがくだらないということはなく、厳正に審査するべきであるという意見。

・行政に興味のある方、市役所関係OB、議員OBの意見で、1回目のニュースになってから、もう2週間以上も経っているのに、早く結論を出せという方が2人。もう結論は決まっている、収まるところに収まらない、と強い口調で言われた。議員が何でそんなことがわからないのかという単純な疑問の方もいた。

#### **(措置の内容関係)**

・自分の意見と言いながら、市民の声というのは大切だと思う。花を贈ったことは、条例の規定を遵守させるための警告に該当する。条例第2条第3項に、「議員は政治倫理に反する行為として総社市民の疑惑を招いた場合は、自ら疑惑を解明し、その責任を明らかにしなければならない」という条文もある。全員で綱紀粛正に頑張る、ここで決めることが今後大切だと思うので、条例の規定を遵守させる警告、プラスアルファの議長としての立場での結論、あとは本人の考え方。

・条例第2条第2項「市民の信頼に値する倫理性を自覚し、その品位の保持に努めなければならない」とあるので、議員である以上、倫理性を問われる。7月25日議員見学会のときの花であるので、本来であれば条例の規定を遵守するための警告にあたりと判断できるが、対象議員は、花を贈った時点は議員であるが、現在は議長という立場である。議長がこの混乱を招いた倫理性に欠けているので、議長辞職を求める。

・審査会で明らかになった状況は、深見議員本人が発注したわけではなく、公職選挙法の禁止事項をよく知らない工事の取りまとめ業者、深見議員の会社の担当者によるもの。この一連の流れを深見議員本人は感知していなかった。社会通念上、会社間の取引関係で建築の完成祝いの花を贈ることが実際にあることから、深見議員の会社の従業員が、会社の代表者が市議会議員であり、公職選挙法により通常の会社の業務の営業活動にも一定の制限がかかることを認識していなかった。会社内で、報告、連絡、相談ができていなかったことが問題。

公職選挙法、総社市議会議員政治倫理条例を今一度しっかりと理解をして、会社の従業員等にしっかりと理解して守ってもらうこと。法律や条例に違反のない営業活動をしてもらうことが重要と考え、条例の規定を遵守させる警告が適当である。

・病院施設整備補助金を出している病院に花を贈っていることは、市民からあらぬ疑いをかけられても仕方がないと考える。「その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある一切の行為をしないこ

と」、ここに大きく関わっている。現在も病院のロビーに、寄贈で深見升平商店というテレビがある。議員本人も、取ろうと思えば取り外す機会があったが、全く取り外さなかったことは、何も問題と思っていない。これは議員として、その品位に欠ける。市民からの信頼を損ない、疑いを持たれても仕方がないので、議員辞職勧告が相当。

・審査請求の内容で混乱を招いたこと自体、間違いない事実。市民からの信頼、信用も失墜させる行為であったことも事実。議会が今後も混乱を招かないため、議長の辞職は求めたい。それ以上のことは、本人の判断。最低、議長は退いていただきたい。

・自らの意思ではなかったと信じている。発注した経緯はともあれ、議員として総社市の倫理規定、公職選挙法に対する意識がちょっと甘かった、欠落していたと感じる。先月、こういうことが起きて以来、今日に至るまで、報道等で市民に知れ渡り、信用失墜が起きているのは確かである。現議長にできれば早い時点で自ら身を引いていただきたい、そうすると展開も変わってきたという思いはあるが、今日に至っている。

厳重注意に次ぐ厳重注意。議長として今の立場は大変ふさわしくない。身を引いていただきたいという意味で、議長辞職。

・昨今コンプライアンスが社会通念となっている。これをきちんと保てないと、なかなか組織、団体として運営が厳しくなることを痛切に感じている。

今の状態で議長職を務めることは困難を極めることが想定されるので、議長の職を辞するのが適切と考える。公職選挙法の刑罰に至っていないので、議員辞職はする必要はないと思うが、議長の職に関しては、総社市の議員の取りまとめ、対外的な議会の顔、何よりも総社市役所の中で当局との対峙、当局との信頼関係等を考えると、議長職を辞するのが適切。

**【第5回審査会】** 令和5年11月20日（月）午前9時から副議長及び全委員出席で開催

審査結果報告書の取りまとめを行った。審査結果報告書（案）の内容を確認し、承認した。